

医療法人社団葵会 A O I 七沢リハビリテーション病院について

1 移譲の経緯

県では、旧県立七沢リハビリテーションセンター病院脳血管センター（以下、「旧七沢病院」という。）の閉院に際し、施設を有効活用し、県央地区で不足が見込まれる回復期病床を確保する観点から、公募により医療法人社団葵会（以下、「葵会」という。）への移譲を決定し、葵会では、平成 30 年 8 月に「A O I 七沢リハビリテーション病院」（以下、「病院」という。）を開院した。

2 移譲の際の条件

県では、葵会への旧七沢病院の移譲に当たり、次の内容を移譲条件とした。

- (1) 病床数は 245 床とすること。
- (2) 病床は回復期の病床とし、100 床以上を脳血管疾患に関する病床とすること。

3 開設の際の許可条件（病床機能区分と病床種別）

県では、葵会に病院開設を許可した際、次の条件を遵守するよう併せて通知した。

- (1) 病床機能区分は回復期とすること。
- (2) 病床種別は、各病棟の開設時（使用開始時）は療養病床での開設を認めるが、各病棟の開棟後、1 年以内を目途に、承継前の病院と同様に一般病床に転換すること。

4 現状

(1) 移譲の際の条件関係

- ・ 回復期の病院として開設され、段階的な開棟により、平成 30 年 11 月に病床数は 245 床となり、平成 31 年 4 月からは全病棟が診療報酬上の回復期リハビリテーション病棟として運営されている。
- ・ 2 階から 6 階までの各病棟 20 床、合計 100 床が脳血管疾患に関する病床となっている。

(2) 開設の際の許可条件関係（病床機能区分と病床種別）

- ・ 平成 31 年 3 月 1 日から全病棟が一般病床となり、同年 4 月 1 日から全病棟で回復期リハビリテーション病棟入院料を算定することとなった。

(3) 事業計画書の履行状況

- ・ 医師については、事業計画書に定めた配置計画どおり確保しているが、リハビリ職やコメディカルなど一部職種は配置計画の人数に達していない。

(4) 業務状況

- ・ 回復期患者が占める割合は 90%を超えるものの、病床利用率は 40%程度であり、県央地区の患者の受け入れが進んでいない状況である。

5 県の認識

- 上記のとおり、移譲や開設許可の際の条件は履行されているものの、地域医療機関との関係構築が難航しているため、葵会が提出した事業計画書に定めた配置計画の人数に一部の職種が達していない。
- このため、県としては、病院が地域における役割をしっかりと果たせるよう、事業計画の達成に向けて、地域との信頼関係を構築し、相互理解を推進していく必要があると考えている。

6 今後の県の対応(案)

- 地域連携が課題であることから、県立病院を移譲した県として、推進会議と別に、葵会と地域の医療関係者が対話や意見交換を行う機会を設け、信頼関係を構築し、相互理解や連携強化が進むよう支援するとともに、葵会に対して、事業計画の早期達成に向けて、地域連携により積極的に取り組むよう、必要な指導や助言をしていく。
- また、これまで、一般病床への転換に向け、毎月、事業計画の履行状況や業務状況を確認し、県央地区保健医療福祉推進会議の委員に情報提供してきたが、今後、葵会と地域の相互理解や連携強化を進めるには、情報共有が大切と考えることから、引き続き、県が、定期的に病院の業務状況等を確認し、当面の間、推進会議委員に情報提供する。

【対話・意見交換のイメージ】

<目的>

ＡＯＩ七沢病院の地域医療連携の促進に向けて、具体的な意見交換を行う。

<構成>

葵会、県央地区医療関係者、県（事務局）

※ 構成員は基本的に病院長等とするが、具体的な連携方策を話し合うため、地域連携実務担当者の代理出席や必要に応じてWG等を設置するなど柔軟に対応する

※ 推進会議とは別組織の位置づけ

<協議事項>

ＡＯＩ七沢病院と地域医療機関の連携推進のための課題や具体的方策

例：患者紹介を活発化するにはどうしたらよいか

求められる医療機能（リハビリの質、在宅医療との連携など）の充実に
向けた取組み